

高知県建設工事技術管理要綱における品質管理基準の改定について

高知県建設工事技術管理要綱における品質管理基準の一部を改定しましたので、施工管理に当たっては、適切に取り扱ってください。

記

1 改定内容

次の工種の施工に係る試験区分のうち、必須の試験項目に関する一部。

セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）

2 適用 平成23年7月1日以降に着手する工事

【改定のポイント】

- 1 コンクリート重要構造物のコンクリート圧縮強度試験は打設量50m³ごとに1回以上としていたが、コンクリート標準示方書どおりの1回/日又は打設量20～150m³ごとに1回とする。（例えば200m³/日打設の場合は2回/日となる）
- 2 コンクリート重要構造物のスランプ試験、空気量測定は、1回/日又は1日当りの打設量50m³ごとに回数の多い方としていたが、同様に1回/日又は打設量20～150m³ごとに1回とする。
- 3 コンクリート重要構造物の総使用量20m³未満の上記試験については、1回以上又は品質証明書等によることができる。

【改定の内容：セメント・コンクリートのみ抜粋】

試験項目	規格値	試験基準	摘要
塩化物総量規制	「原則0.30kg/m ³ 以下」	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種でコンクリート種別当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502, 503）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。

試験項目	規格値	試験基準	摘要
単位水量測定	<p>1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。</p> <p>2) 測定した単位水量が、配合設計±15 を超え±20kg/m³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。</p> <p>3) 配合設計±20kg/m³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。</p>	<p>1 日当たりコンクリート種別ごとの使用量が 100m³/日以上の場合；2 回/日（午前 1 回、午後 1 回）、または構造物の重要度と工事の規模に応じて 100～150m³ ごとに 1 回、および荷卸し時に品質変化が認められたときとし測定回数は多い方を採用する。</p>	<p>・示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が 20mm～25mm の場合は 175 kg/m³、40mm の場合は 165 kg/m³ を基本とする。</p>

注) コンクリートダムにおいても、1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m³/日以上となる場合には、特記仕様書で本項を適用するように規定すること。

(特記仕様書記載例)

第〇〇条 施工管理

・
・

2 コンクリートの品質管理は品質管理基準による他、単位水量測定を実施するものとする。試験方法等はセメント・コンクリートに準じること。

試験項目	規格値	試験基準	摘要
スランプ試験	スランプ 5 cm以上 8 cm未満 : 許容差±1.5 cm スランプ 8 cm以上 18 cm以下 : 許容差±2.5 cm (コンクリート舗装の場合) スランプ 2.5cm : 許容値±1.0 cm (道路橋床版の場合) スランプ 8cm を標準とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・荷卸し時 1 回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて 20~150m³ ごとに 1 回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種でコンクリート種別当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上。 <u>重要構造物のコンクリート使用量が 20m³ 未満の場合は 1 回以上。</u> またレディーミクスコンクリート工場 (JIS マーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。
コンクリートの圧縮強度試験	1 回の試験結果は指定した呼び強度の 85%以上であること。3 回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1 回の試験結果は、3 個の供試体の試験値の平均値)	<ul style="list-style-type: none"> ・荷卸し時 1 回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて 20~150m³ ごとに 1 回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1 回につき 6 本 ($\sigma 7 \cdots 3$ 本、$\sigma 28 \cdots 3$ 本) とする。(早強セメントを使用する場合には、必要に応じて $\sigma 3 \cdots 3$ 本についても採取する) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種でコンクリート種別当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上。 <u>重要構造物のコンクリート使用量が 20m³ 未満の場合は 1 回以上。</u> またレディーミクスコンクリート工場 (JIS マーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ・$\sigma 28$ については、高知県生コンクリート工業組合技術センターにおいて試験を行うこと。

試験項目	規格値	試験基準	摘要
空気量測定	±1.5% (許容差)	<p>・荷卸し時</p> <p>1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。</p>	<p>小規模工種でコンクリート種別当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。</p> <p><u>重要構造物のコンクリート使用量が20m³未満の場合は1回以上。</u></p> <p>またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。</p>
	以下省略		